

仕様書

1 業務名

国民健康・栄養調査 身体状況調査業務委託（単価契約）

2 委託契約期間

契約日～令和 7 年 12 月 22 日

3 調査会場及び調査日時

調査は以下の日程で実施する。なお、駐車料金が必要な場合は、受託者が負担すること。

日程	令和 7 年 11 月 7 日（金）	令和 7 年 11 月 20 日（木）
時間	15:00～19:00 準備・片付け時間は別に必要時間とする。	15:00～19:00 準備・片付け時間は別に必要時間とする。
場所	岡山市北区番町一丁目 14-9 弘西コミュニティハウス会議室 1	岡山市北区田中 157-110 御南西公民館 2 階美術工芸室

4 委託内容

委託業務の内容は、身体状況調査（身長・体重・腹囲・血圧測定業務等）、採血及び血液検査 20 項目の実施及び報告書の作成とし、「令和 7 年国民健康・栄養調査必携 厚生労働省作成」（以下「必携」と称す。）に準じて行う。

（1）身体状況調査及び採血業務

岡山市が作成した調査日毎の対象者名簿を基に検査機材等を準備し、必携の 31～39 ページに示す手法で、身長・体重・腹囲・血圧測定、問診、採血を行うこと。
なお、検査機材等は、必携の 21～22 ページに示す身体状況調査、採血業務に係る機械器具一式、採血後の処理に係る資材及び機械器具一式とする。

（2）血液検査 20 項目の血液検査業務

必携の 38～42 ページに示す血液検査作業手順にある手法で測定することとし、依頼書及び検体により行うものとする。

(3) 報告書の作成・提出

用途	形態など	提出先
被検査者返却用	受診者一人一人の血液検査結果通知書を作成し、窓空き封筒に入れること。 検査報告書にそれぞれの検査結果が何を調べるための検査かの説明、正常値範囲等を添付すること。	岡山市保健所健康づくり課
岡山市保管用	被検査者返却用と同じ報告書（封筒不要）	岡山市保健所健康づくり課
国提出用	Microsoft Excel CSV ファイル形式で、調査日毎に作成し必携 39 ページに示すレイアウトとすること。	必携 18 ページに示す提出先： 国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所 国立健康・栄養研究所 栄養疫学・食育研究部 国民健康・栄養調査研究室（〒566-0002 大阪府摂津市千里丘新町 3-17 健都イノベーションパーク NK ビル Tel:06-6384-1124） ※実際のデータの受け渡しについては、受託者が上記に直接問い合わせること。

5 個人情報の保護

受託者は、業務を遂行するにあたり知りえた個人情報の漏洩を防止するとともに、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令の遵守に加え、必要な個人情報保護対策を講じるものとする。また、個人情報保護に関する法律に基づく「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」を契約書にあわせて締結すること。

6 その他

(1) 受託する事業者は血液検査において次の条件を満たすこと

- ① 内部精度管理が定期的に行われ、検査値の精度が保証されていること。
- ② 複数の全国規模で実施される外部精度管理調査を定期的に受けている検査機関であること。
- ③ 外部機関による精度管理調査の評価実績（※）を提示し、評価報告書（写し）を岡山市に提出すること。

※全ての項目で精度管理調査により一定範囲内で精度管理ができている旨の評価を得ていること（例：日本医師会の臨床検査精度管理調査評価基準における A 又は B 評価）及び血清脂質の項目についてはさらに国際的な標準化プログラム（WHO の協力センターとしての承認を受けている米国疾病管理予防センターによる脂質標準化プログラム）による検査基準を満たしている旨の認証を受けていることが望ましい。

- （2）業務の一部を再委託する場合は、上記受託条件を満たす検査機関を選定し、上記評価報告書（写し）を提出させること。
- （3）注射針、残検体等の廃棄物の処理については、環境省のガイドラインによる指定業者に依頼すること。
- （4）受託者は、採血に伴い予期しない事故が生じる場合を想定し、保険に加入すること。
- （5）契約は単価契約とし、血液検査実施にかかる諸経費（事務費・データ処理費等）は単価の中に含めて計上すること。
- （6）委託料の算定方法
 - ①入札（見積）書には、採血及び血液検査に要する 1 件あたりの金額（消費税及び地方消費税相当額を含まない金額とし、1 円未満の端数が生じないこと。）を記載すること。
 - ②血液検査器具等の単価は次のとおり算定する。

採血及び血液検査に要する 1 件あたりの金額（消費税及び地方消費税相当額を含まない金額）に係数 0.1053 を乗じた金額（1 円未満切り捨て）を 1 件あたりの金額（消費税及び地方消費税相当額を含まない金額）とする。
 - ③身長・体重・腹囲・血圧測定、問診の単価は次のとおり算定する。

採血及び血液検査に要する 1 件あたりの金額（消費税及び地方消費税相当額を含まない金額）に係数 0.2106 を乗じた金額（1 円未満切り捨て）を 1 件あたりの金額（消費税及び地方消費税相当額を含まない金額）とする。
- （7）予定数量

採血及び血液検査	28 人以内
血液検査器具等	28 人以内
身長・体重・腹囲・血圧測定、問診	25 人以内
- （8）本仕様書及び契約書に定めのない事項については、岡山市と随時協議すること。

7 担当課

岡山市北区鹿田町一丁目 1-1

岡山市保健所 健康づくり課 健康増進係

電話 086-803-1263